

石川県公報

平成28年3月15日
第12884号（火曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		告 示	
○県道の区域の変更	(道路整備課) 1	○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告	(同) 7
○県道の供用の開始	(同) 1	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(同) 7
○河川管理施設以外の工作物の管理者が管理する河川管理施設	(河川課) 2	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(同) 8
公 告		○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(同) 8
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(健康推進課) 3	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	(建築住宅課) 8
○争議行為の通知公告	(労働企画課) 3		
○入札公告	(観光振興課) 4		
○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告	(監理課) 6		
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告	(都市計画課) 7		

告 示

石川県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成28年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
清水小坂線	金沢市牧町207番1地先から 金沢市牧町202番1地先まで	旧	6.40～7.40 119.7	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	9.50～13.09 119.7	
七尾鳥屋線	七尾市細口町巡クリ229番1地先から 七尾市白馬町へ33番1地先まで	旧	13.40～57.55 628.1	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	19.35～66.35 640.8	

石川県告示第116号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成28年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
清水小坂線	金沢市牧町207番1地先から 金沢市牧町202番1地先まで	平成28年3月15日	県央土木 総合事務所 維持管理課
七尾鳥屋線	七尾市細口町巡くり229番1地先から 七尾市白馬町へ33番1地先まで	〃	中能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第117号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理施設以外の工作物と効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法を定め、次のとおり河川管理施設以外の工作物の管理者が河川管理施設の管理を行う。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 河川の名称
二級河川犀川水系犀川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
堤防
- 3 河川管理施設の位置
左岸
下流 金沢市二ツ寺町イ102番1地先
上流 金沢市袋島町南1番1地先
延長 1,270メートル
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 石川県知事 谷本 正憲
金沢市鞍月1丁目1番地
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成28年3月15日から道路の存続する日まで

- 1 河川の名称
二級河川犀川水系犀川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
堤防
- 3 河川管理施設の位置
左岸
下流 金沢市二ツ寺町イ104番地先
上流 金沢市二ツ寺町イ102番1地先
延長 30メートル
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 金沢市長 山野 之義
金沢市広坂1丁目1番1号
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は

工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

(2) 道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成28年3月15日から道路の存続する日まで

1 河川の名称

一級河川梯川水系前川

2 河川管理施設の名称又は種類

堤防

3 河川管理施設の位置

左岸

下流 小松市下牧町ホ56番1地先

上流 小松市浮柳町ソ244番1地先

延長 562メートル

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 石川県知事 谷本 正憲

金沢市鞍月1丁目1番地

5 管理の内容

(1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

(2) 道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成28年4月1日から道路の存続する日まで

公 告

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
紺 野 謙 介	かほく市木津ニ140-4 カセノ内科医院	平成27年12月31日

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 東幸枝から、次のとおり争議行為を行う旨平成28年3月4日通知があった。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

平成28年3月17日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団石川県済生会金沢病院、金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川総合病院、金沢市田中町ニ16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター、金沢市石引4丁目3番5

号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院、金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院、七尾市本府中町ワ5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院、七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園、七尾市富岡町94番地 社会医療法人董仙会恵寿総合病院、羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里、小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所、輪島市堀町1字13番2 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり、金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院、金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会、金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所、金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて、金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ、金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい、金沢市天神町1丁目18番37号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションにじ、小松市一針町ホ47番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし、小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすまいる、羽咋市川原町ア60番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのほの、金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業共同組合、金沢市北安江2丁目10番18号 公益社団法人石川勤労者医療協会おたっしゃホーム城北、金沢市山王町2丁目75番地 公益社団法人石川勤労者医療協会ともだち村デイサービス、金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼらーと、羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里における組合員が従事する全職場

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県所有施設入場料等クレジットカード及び電子マネー決済対応業務

(2) 業務内容

仕様書等による。

(3) 契約期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴

力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (3) 石川県内に本店又は支店、営業所を有すること。
- (4) 国又は地方公共団体と同種・類似の契約又は公金の収納事務の実績を有すること。

3 入札者に要求される義務

入札参加資格の審査を行うため、入札参加希望者は、下記の(1)~(6)の書類について平成28年3月22日(火)正午までに5(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 会社案内、個人情報保護管理に関する規定、情報システムセキュリティに関する規定、コンプライアンスに関する規定
- (3) 2(4)の実績が分かる書類
- (4) 指定したクレジットカードブランド及び電子マネーが取り扱えることを証するもの
- (5) 決済通信システム仕様書及び決済端末機に関する資料
- (6) 暴力団排除条例等の規定にかかる誓約書及び役員等名簿

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、入札参加資格確認結果通知書の交付により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8550 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県行政庁舎12階 石川県観光戦略推進部観光振興課内
電話番号 076-225-1538
- (2) 仕様書等の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
平成28年3月25日(金)正午まで
- (4) 開札の日時及び場所
平成28年3月25日(金)午後1時 石川県行政庁舎12階 石川県観光戦略推進部観光振興課内

6 仕様書の質問および回答

仕様書等に関して質問がある場合は、平成28年3月22日(火)正午までに、石川県観光戦略推進部観光振興課観光まちづくりグループへ問い合わせること。回答については随時行う。

7 入札方法

入札金額は、クレジットカード取扱見込額に手数料率を乗じた金額、電子マネー取扱見込額に手数料率を乗じた金額を合計した額による総価により入札することとする。なお、取扱見込額は仕様書別表を参照すること。

8 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

10 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

11 契約書作成の要否

要

12 入札保証金

石川県財務規則第117条第3号の規定により免除

13 契約保証金

石川県財務規則第136条第9号の規定により免除

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、平成28年に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第1項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求（以下「申請」という。）の時期及び方法等に関し必要な事項を次のとおり定めた。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 審査基準日

審査の基準となる日（以下「審査基準日」という。）は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間の決算日とする。ただし、新規設立業者で当該対象期間に決算日を有しないものの審査基準日は、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては設立の日とする。

2 申請の時期

次に掲げる審査基準日の区分に応じ、それぞれに掲げる期間内で知事が指定する日時とする。

- (1) 平成27年10月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成28年4月まで
- (2) 平成27年11月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 平成28年5月まで
- (3) 平成27年12月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成28年6月まで
- (4) 平成28年1月1日から同年2月29日までの間に審査基準日を有するもの 同年7月まで
- (5) 平成28年3月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年8月まで
- (6) 平成28年4月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年9月まで
- (7) 平成28年5月1日から同年6月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年10月まで
- (8) 平成28年7月1日から同年8月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年11月まで
- (9) 平成28年9月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年12月まで
- (10) 特別の事由により、(1)から(9)までに掲げる申請期間内に申請することが困難な者については、随時に申請することができるものとする。

3 申請の方法等

- (1) 申請をしようとする者は、審査を希望する月の前月末日までに石川県土木部監理課建設業振興グループに往復はがきにより申し込むこと。
- (2) 4に掲げる申請書類等は、郵送による受付を行わないので、別途知事が指定する日時に指定する場所に持参すること。

4 申請書類等

(1) 申請書等及び添付書類

ア 申請書及び請求書

省令別記様式第25号の11により作成すること。

イ 添付書類

- (ア) 省令第19条の8第1項に規定する書類
- (イ) 省令第19条の5に規定する書類（総合評定値を請求する場合）
- (ウ) 石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提出を求める書類

(2) 提示書類

石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提示を求める書類

5 手数料の額及び納付方法

(1) 手数料の額

石川県手数料条例（平成12年石川県条例第7号）別表15の項に定める額

(2) 納付方法

石川県証紙を使用料（手数料）納入票に貼付して提出すること。

(3) 再審査に係る手数料等

法第27条の28又は省令第20条第2項に規定する再審査の申立てについて総合評定値の請求を行っていた者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、(1)にかかわらず、総合評定値の請求に係る手数料は、徴収しないこととする。

6 結果等の通知

経営規模等評価結果及び総合評定値の通知は、申請者宛に郵送する。

7 国土交通大臣に対してする申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

2に定める期間内

(2) 申請の方法

国土交通大臣が定める申請書類等を、石川県土木部監理課建設業振興グループに持参すること。

8 問合せ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ (金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号076-225-1712)

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 組合の名称

七尾市万行地区土地区画整理組合

2 事務所の所在地

七尾市万行町34部25番地1

3 設立認可の年月日

平成8年3月5日

4 変更認可の年月日

平成28年3月4日

5 変更の内容

事業施行期間

平成8年3月12日から平成31年3月31日まで

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
能美都市計画地区計画	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
小松都市計画道路 (3・5・23号山口大島線)	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
白山都市計画道路 (3・4・7号福正寺竹松線、3・4・9号五歩市成線)	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画下水道 (白山市公共下水道)	〃

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
能美都市計画地区計画	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
能美都市計画道路 (3・5・11号山口大島線、3・5・12号堂林下ノ江線)	〃

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成28年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
(2工区) 加賀市宮町11番1から11番6まで	緑地 加賀市宮町11番3	神奈川県横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号 株式会社ソディック